愛荘町

No.58
令和2年7月20日

6月定例会

議会だより

秦荘幼稚園

愛知川幼稚園

6月定例会　議案審議 …… 2
第1回臨時会 …… 4
第2回臨時会・9月定例会予定 …… 5
一般質問（5人） …… 6
町指定文化財紹介 …… 12

発行　滋賀県愛荘町議会
編集　議会広報常任委員会

〒529-1380　愛知郡愛荘町愛知川72
TEL 0749-42-7670 FAX 0749-42-7698
e-mail:gikai@town.aisho.lg.jp

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

令和２年６月定例会

６月定例会が６月４日から１９日まで１６日間開催された。
今期定例会の一般質問は、第１日目(6/4)に、新型コロナウイルス感染症対策として、質問時間6分(本来30分)とし、時間を短縮して５議員の一般質問を行った。
第２日目（6/5）は議案審議に移り、町長から提案のあった報告１件、承認案件６件、一般会計補正予算１件の審議を行った。
(※一般質問概要は、６ページから)
最終日の１９日には、条例改正１件のほか、町長から追加提案された議案６件、議員提案の５案件の審議を行った。
会期中の各常任委員会は、町民生活を守るための新型コロナウイルス感染症対策を優先させるため、開催しないこととし、改めて７月６日・７日に教育民生常任委員会、９日・１０日に総務産業建設常任委員会を開催した。

全員賛成の議案

(※議長　河村善一は採決に加わっていません。)

議案番号	件　　名	議決結果	議決日
報告第　５号	**令和元年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について** 令和元年度から令和２年度に繰り越した繰越明許費繰越計算書を報告するもの。 ※各会計別翌年度繰越額 ・一般会計 970,696 千円	報告	
承認第　５号	**愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて** 地方税法等の一部を改正する法律が、令和２年４月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い所要の改正を行うもの。	承認	6月5日
承認第　６号	**愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて** 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けて発出された令和２年４月８日付け、厚生労働省保険局国民健康保険課および総務省自治税務局市町村税課からの事務連絡、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に関する財政支援について」により、本趣旨による国民健康保険税の減免を円滑に実施するため、所要の改正を行うもの。		
承認第　７号	**愛荘町国民健康条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて** 国民権保険被保険者の内、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等に症状があり感染が疑われる者も含む。）に対し傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うもの。		
承認第　８号	**愛荘町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて** 滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイル感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金の支給について町が行う後期高齢者医療の事務に当該傷病手当金の支給申請書の提出の受付業務を加えるもの。		
承認第　９号	**愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて** 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対し国民健康保険や介護保険等の保険料の免除等を行う。」とされたことを受け、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、所定の基準により減免措置を実施する場合、国費によりその財政支援を行うと示された。 この減免措置を実施するため、介護保険条例に規定にする減免基準について、所要の改正を行うもの。		
承認第１０号	**令和２年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分につき承認を求めることについて** 歳入歳出に 3,000 千円を追加し、総額を 1,787,439 千円とする。 ※主な補正内容 ・新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金の増額補正。		

議案番号	件　　名	議決結果	議決日
議案第３８号	**愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例** 非常備消防団員等にかかる損害補償については、非常備消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっている。 基準政令について、昨今の社会経済情勢に鑑み処遇改善を図る観点から、補償基礎額が改正されることにあわせ、所要の改正を行うもの。	可決	6月19日
議案第３９号	**令和２年度愛荘町一般会計補正予算（第２号）** 歳入歳出に 316,961 千円を追加し、総額を 12,348,961 千円とする。 ※主な補正内容 ・デジタル手続法改正に伴う戸籍システムの改修を実施するもの ・新型コロナウイルス感染症にかかる４分野における経済対策事業 町施設（学校・園含む）における感染症予防対策目的の備品等整備 ひとり親家庭等緊急応援金を支給 あいしょうエール商品券の発行 GIGA スクール整備事業に係る「１人１台端末」の配備	可決	6月5日
議案第４１号	**契約の締結につき議決を求めることについて** 令和２年度　コミュニティ無線放送システム整備工事 契約金額　327,800,000 円 契約の相手方　朝日電機工業株式会社滋賀営業所（長浜市）		
議案第４２号	**財産の取得につき議決を求めることについて** 令和２年度　議会放映設備改修業務 取得金額　7,744,000 円 契約の相手方　アケボノ特機株式会社（彦根市）		
議案第４３号	**財産の取得につき議決を求めることについて** 令和２年度　情報系端末更新等物品購入 取得金額　17,570,410 円 契約の相手方　キステム株式会社（大津市）		
議案第４４号	**財産の取得につき議決を求めることについて** 令和２年度　情報系プリンタ更新等物品購入 取得金額　7,954,100 円 契約の相手方　日本ソフト開発株式会社（米原市）		6月19日
議案第４５号	**令和２年度愛荘町一般会計補正予算（第３号）** 歳入歳出に　15,679 千円を追加し、総額を 12,364,640 千円とする。 ※主な補正内容 ・新型コロナウイルス感染症対策のための保育対策支援事業費・教育支援体制整備事業費にかかる追加 ・就学前教育・保育のあり方を検討するための検討委員会設置経費の追加 ・「GIGA スクール構想の加速による学びの保障」に向けた事業実施によるもの。		
議提第　７号	**愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例** 議会議員の報酬について、令和２年７月１日から令和２年１２月３１日までの間、１００分の５の減額措置を講じるもの。		
議提第　８号 ～ 議提第１０号	**各常任委員会閉会中の継続調査について** 総務産業建設・教育民生・広報の各常任委員会より、閉会中も所管事務について継続調査を行いたい旨の申し出があったもの。		
議提第１１号	**議員派遣について**		

賛否が分かれた議案

(※議長　河村善一は採決に加わっていません。)

○賛成・×反対

議案番号	件　　名	澤田	村西	森野	西澤	村田	伊谷	高橋	外川	徳田	吉岡	瀧	竹中	辰己	議決結果	月　日
議案第４０号	**愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例** 町長・副町長および教育長の給料について令和２年７月１日から令和２年１２月３１日までの間、１００分の５の減額措置を講じるもの。	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	6月19日

議員からの提案

「愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例

全員賛成で 可決

６月定例会最終日（6/19）、「愛荘町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」が、提出者１名、賛成者５名により提案された。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染防止や経済支援といった幅広い対策に多額の支出が必要となっており、多くの町民、事業者の皆さんも厳しい現状にある。
本町においても、新型コロナウイルス感染症にかかる町独自の感染拡大防止対策・経済対策など未曾有の対策を打ち出しているところであるが、多くの町民、事業者の皆さんが不安を払拭されるには、事態の推移を含め、依然として不透明な状況である。
このような状況下において、愛荘町議会として今できることを考え、今回の感染症の非常事態において、感染防止対策や経済対策など想定される多額の経費の一助とするため、令和２年７月から令和２年１２月までの議員報酬の一部（議員報酬月額の１００分の５）を減額する。

令和２年第１回臨時会（4月20日） 議決結果

（※議長　河村善一は採決に加わっていません。）
○賛成・×反対

議案番号	件　名	澤田	村西	森野	西澤	村田	伊谷	高橋	外川	徳田	吉岡	瀧	竹中	辰己	議決結果	月　日
承認第　1号	**愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて** 地方税法等一部を改正する法律が公布され、令和２年４月１日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	可決	4月20日
承認第　2号	**愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて** 地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額および介護納付金課税額の課税限度額ならびに５割軽減および２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されたことにより、本条例の規定について所要の改正を行うもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×		
承認第　3号	**愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて** 令和２年度からの消費税１０％への引上げの満額化に伴い、保険料軽減を完全実施することとなるため、当該満額にかかる基準を定める介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和２年４月１日から施行されることをふまえ、所要の改正を行うもの。	全　員　賛　成														
承認第　4号	**令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第１０号）の専決処分につき承認を求めることについて** 歳入歳出に 4,545 千円を追加し、総額を 9,891,266 千円とする。 ※主な補正内容 ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の実施に伴う増額補正。	〃														

令和２年第２回臨時会（5月8日） 議決結果

（※議長　河村善一は採決に加わっていません。）
○賛成・×反対

議案番号	件　名	澤田	村西	森野	西澤	村田	伊谷	高橋	外川	徳田	吉岡	瀧	竹中	辰己	議決結果	月　日
議案第３７号	**令和２年度愛荘町一般会計補正予算（第１号）** 歳入歳出に 2,452,000 千円を追加し、総額を 12,032,000 千円とする。 ※主な補正内容 ・特別定額給付金および愛荘町生活支援・経済対策給付金事業　2,379,000 千円 ・子育て世帯臨時特別給付金事業　43,000 千円 ・中小企業・小規模事業者支援事業　30,000 千円	全　員　賛　成													可決	5月8日

６月定例会よりクールビズ対応 議員・執行部とも麻製品を着用

６月議会より、議員・執行部ともクールビズ対応で会議を行いました。
また、議場で行う本会議では、地場産業である麻のアピールも考え、全員が地元の麻製品を着用して会議を行いました。

あなたも議会を傍聴しませんか。

９月定例会の予定

本会議（場所 議場）

◎9月　4日（金）	一般質問（9月議会開会）	9:00～
◎9月　7日（月）	一般質問・議案審議	9:00～
◎9月 28日（月）	議案審議（9月議会閉会）	10:00～

予算・決算特別委員会および小委員会（決算審議）

9月　9日（水）	予算・決算特別委員会	第１委員会（総務）	9:00～
9月 10日（木）	〃	第２委員会（産業建設）	13:00～
9月 11日（金）	〃	第３委員会（民生）	9:00～
9月 14日（月）	〃	第４委員会（教育）	9:00～
9月 18日（金）	予算・決算特別委員会	（場所：議場）	9:00～

インターネットでも配信しています！

愛荘町ホームページから
http://www.town.aisho.shiga.jp
トップページのここをクリック

上記の本会議・委員会を傍聴できます

（都合により、会議の日時が変更になる場合があります）
会議時間の詳しくは事務局へお問い合わせください。

議会事務局：TEL 42-7670 FAX 42-7698

あなたの声を町政に

一般質問
一般質問とは、議員の日常活動と調査・研究、住民の声や自身の考え方をもとに、町長や教育長などに方針を問うものです。

制限時間　質問のみ６分以内（答弁は別）
質問方法
☆　一括方式
・最初に全部の質問をし、まとめて回答を得る
・同一議題に対しての質問は３回まで
☆　一問一答
一問ごとに質問・回答を繰り返す

【令和２年６月定例会】　一般質問一覧

村西　作雄　議員 【一問一答】	① 新型コロナウイルスにかかる町の対策について	7P
徳田　文治　議員 【一括方式】	① 休校中の子どもたちの指導方法について	8P
西澤　桂一　議員 【一括方式】	① 新型コロナウイルス感染に関して ② 緊急事態宣言が解除されたが、今は今後に備え今回の経験を生かした準備を進める時期である。今回の取り組みについて	9P
辰己　　保　議員 【一問一答】	① 国民健康保険税の「子どもの均等割の廃止」を求める ②「ゆめまちテラスえち」の理念と活用に対して問う	10P
瀧　すみ江　議員 【一問一答】	① 幼稚園の預かり保育について ② 新型コロナウイルス感染拡大予防について	11P

「議会だより」では、スペースの関係で質問と答弁を要約してあります。

村西　作雄 議員

新型コロナの町対策について

Q 町内地元店での「じもがいうんどう」の展開を

A ８月発行の新たなエール商品券で消費喚起を促す

新型コロナにかかる、指定管理施設全体の収入減少額と実影響額は

問　町では、けんこうプールやハーティーセンター、三山館など23の施設について、11の民間や一般社団・財団法人、社会福祉法人等に指定管理をお願いしている。これらの施設の中で、県の休業要請を受け、４月18日以降町が休館要請した施設には、県の感染拡大防止臨時支援金〈中小企業・法人20万円、個人事業10万円、町上乗せ10万円〉や、場合によっては国の持続化給付金の対象にもなり得る。しかしながら、休館しなくてもその後何か月や場合によっては一年以上、いわゆるコロナ禍により利用客の早急な回復は見込めず、収入が激減する状況が予想される。直近数値で、指定管理施設全体で対前年比に対する収入減少額と、公的助成を除いた実影響額はいかほどか。

答　（町長）
新型コロナウイルス感染症に関し、国が４月16日に滋賀県を含む47都道府県を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、緊急事態措置を実施するべき区域に指定したことに鑑み、指定管理者の協力を得て町施設を原則４月18日から休館・休業した。

（経営戦略課長）
休館していた期間は、施設により多少異なるが、指定管理施設全体で４・５月の休業による対前年対比の減少額は１１００万円程度で、実影響額は概算で９００万円となっている。
その主な施設はけんこうプールである。

休館中のけんこうプール

町内地元店での「じもがいうんどう」の展開を

問　町内の飲食店・料理店などは、開業しているもののコロナ禍で、４・５月の売り上げは８割から９割減となっており、この状態が続くと廃業に追い込まれる店が多く出ると聞き及ぶ。県では特例として前述の臨時交付金を支給するものとし、ひと月の収入が50％以上減の場合は、国の持続化給付金への申請方針が出されている。このことから私は町民１万円の給付金を、コロナ禍により生活に支障がない町民には、経済対策として地元の店で使ってほしいと願っている。
コロナ禍を契機と捉え、町民が地元で買いものし、町がいきいきする運動「じもがいうんどう」の展開を町が積極的に主導していってほしい。

答　（町長）
町内経済の下支えのため、各種施策をすでに実施または実施予定。実施済施策は、①定額給付金（10万円）への１万円上乗せ。②県感染拡大防止臨時支援金への10万円上乗せ。③県の支援対象とならない事業者への町独自の10万円支援等。
加えて、今回町内での消費喚起を目的としたエール商品券事業（プレミアム商品券）等を予算計上している。
今後も引き続き住民とともに、また地元事業者の声を聞きながら、地域経済の活性化に取り組む。

問　エール商品券は、いつ発行を予定しているか。

答　（企画政策監）
引換券の発送は、８月第１週を予定している。（１万円で額面１．３万円分の商品券を世帯２冊まで購入可。ただし８千円分は地元事業者での購入に限る。）

休校中の子どもたちの指導方法について

Q 未習部分をどの様に補うのか

A 時間確保は長期休業の短縮や行事の精選等で対応

徳田　文治 議員

休校中の子どもたちの指導方法について

問 ①休校時の学習指導や生活指導は、どのような方策を講じているか。

②いま可能な限りの教育を、子どもたちにどうすれば提供できるか。

③教育の平等の実現に向け、どのような取組を考えているか。

④3密を避けた分散登校を、どう工夫して実施しているのか。

⑤再開後、休校で生じた未習部分をどの様に補うのか。

答（教育長）

①小・中学校の臨時休業期間は、一人ひとりが学習計画を意識できるように支援すると共に、家庭学習の教材、ワークシート、プリント等のポスティングを行い、子どもが学習した後、回収をした。

そのうえで学習評価を丁寧に記し、励ましの言葉を添えるなどして、学習意欲の継続を図った。

生活指導は、子どもたちの心身のケアを図るため、電話をかけ、必要に応じて訪宅や教育相談を実施し、子どもの生活の安定に努めた。

分散登校の再開後、教員が子どもと出会うなかで、心身の状況を十分に把握し、一人ひとりの子どもの思いに寄り添いながら指導を行った。

②3月から臨時休業が始まり、休業期間初期においては、前学年の未指導の内容や、前年度の復習・振り返りに重点を置き指導した。4月に入り、新学年の学習内容を取り入れた指導を行った。

ポスティングやICTを活用しての学習支援と共に、登校日設定期間は、特に配慮を必要とする子どもについては個別の指導を行った。

6月からの再開後は、休業期間中の家庭での学習に子どもたち一人ひとり違いがあるため、理解の状況やつまずきの原因等を明らかにしながら、一人ひとりに応じた効果的な指導を、より充実させた。

③不登校傾向にある子ども、生活リズムが乱れがちな子ども、学力の定着に時間を要する子ども、日本語の理解が難しい子ども等、配慮が要る子どもには、生活リズムを確立し、家庭でも学ぶ姿勢を持たせることが大事である。

休業中は、できる限り電話等での声かけを行い、保護者とのコミュニケーションを十分に図りながら、子どもの実態や発達段階に応じて、主体的な学びにつながるよう支援してきた。

重層的な課題のある子どもに対しては、スモールステップで学習指導を進め、苦手な学習内容にも理解が深まるよう力を入れた。

④登下校の途上では、一列になること、マスク着用、私語を慎むなどの指導を行った。

学校へ来てからは、昇降口に密集しないこと、窓の開放、教室では対面でのグループワークを避ける、机の配置を工夫する、ソーシャルディスタンスの意識付けプレートを椅子の間に貼る、学級を2グループに分け二つの教室で行う等の工夫を取り入れ指導した。

本格的な再開に向けて、音楽科の歌唱指導、技術・家庭科の調理実習、保健体育科の密集する運動や近距離での運動等、リスクが高い指導について教職員で研修をして確認をした。

⑤子どもに無理なく、負担過重とならないように配慮しながら、長期休業期間の短縮、短時間学習の設定、行事の精選・日課表の一部変更による学習時間の確保、放課後学習等により授業時間を確保する。

そのうえで指導すべき内容を組織的に随時チェックしながら計画的に教育活動を実施する。

学校再開後の授業風景

新型コロナウイルス感染に関して

Q 町民への支援策は

A 地域の実態に合わせて行う

西澤　桂一 議員

行政運営の基本

今回の新型コロナウイルス問題を通じて気づいたことがある。いずれも行政運営の基本にかかることであり町長に尋ねる。

問 地球温暖化、食糧危機、感染症など世界的に発生する災害に対して、今の日本は危機に弱い社会になっている。自分や家族の生活費・医療費・教育費などは自分で責任を持てという自己責任社会では、個人の力ではどうすることもできない状態に陥ることがある。北欧などのように何事にも国が全面的に面倒をみてくれる社会は、人々に安心感を与え社会秩序を維持していくことができる。こんな考えが今後の行政運営に必要ではないか。

また、今回国の政策だけでは不十分として、県・市町などで地方の実態に合わせた独自の取り組みが実施された。地方分権として重要なことである。このことについてはどのように考えているか。

答（町長）

国と地方の関係、社会保障と負担の関係、財政などいろいろの角度から論じられるもので画一的に回答することは難しい。

地方分権一括法により国と地方の在り方が見直されてきており、昨今の地方創生施策においても全国共通的なものから、地方を重視したものに変化してきている。今回の独自の措置もこの延長線上によるものと理解している。

問 一旦は山を越えたが、これで終息したのではない。

経済活動の回復は長期に及び、今後雇用や収入減少による生活不安が出てくる。

特に高齢者世帯・低所得家庭の児童生徒などへの、個別支援が必要になってくる。このことに対する考えを問う。

答（町長）

国の給付金10万円に加え、町独自で生活支援・経済対策給付金として1万円を上乗せした。また、6月定例会でも高齢者や低所得の子育て世帯をはじめ、日常生活が困難な世帯等への支援策を補正予算として提案している。まずは現在直面している住民の暮らしを支える施策をしっかりと実行していく。

どのように取り組んだか

今は次への備えとして、今回の経験を生かした準備をするときである。今回の取り組みについて担当課長に尋ねる。

問 3～4月頃はマスク不足で多くの町民が困っていた。他の市町のように当町でもマスクの入手について支援をするように求めたが実行されなかった。その理由と今後の取り組みについて問う。

窓口の飛沫防止シート

答（くらし安全環境課長）

備蓄していた約1.5万枚は、高齢者福祉施設、医療機関、児童施設等に配布した。追加発注したが5月末か6月にならないと確保できない状況であった。新たに大人用・子供用を各2.5万枚備蓄をすることにしている。

問 町には町内の医療機関を守る責務がある。医療機関の崩壊を防ぐため、どのような取り組みを行ったか。

答（健康推進課長）

医療機関の支援として、診療状況や不足物品の確認、マスクや手指消毒液の配布、情報の提供をした。

住民には、特に発熱のある人の受診方法など、感染症を正しく理解して行動してもらうよう啓発に努めた。

問 町内の介護施設等への感染防止の支援はできていたか。

答（福祉課長）

対策マニュアルの徹底、面会制限措置、マスクや消毒液の提供など、施設と頻繁に情報交換を行った。

国保税の均等割課税について

辰己　保 議員

Q 中学卒業までの子の均等割課税の廃止を

A 子の均等割課税は見直しができないかと感じている

国民健康保険税均等割について

問 赤ちゃんから中学生までの子どもに課税する国民健康保険税の仕組みをどのように受け止めているのか。

答（町長）
国民健康保険税の均等割は、加入者の世帯員の数が増えると保険税の額が増加する仕組みとなっている。
子どもの数が多いほど保険税負担が増加し、子育て世帯の経済的負担は大きくなっている。子育て支援の充実を進める観点から、見直しができないかと感じている。
一方、子育て世帯以外の国民健康保険被保険者との均衡や財源確保等の必要から、子どもの均等割を直ちに廃止することに課題があることも認識している。
子どもの均等割の見直しについては、国に対し県を通して要望していく。

問 「一人ひとりに課している」均等割は「人頭割」になっているが、これをどのように認識されているのか。他の共済保険や協会けんぽに、なぜ均等割が課税されていないのか。

答（総務担当政策監）
組合健保や被用者保険には均等割はない。それらの保険料は、標準月額に対して保険料が算出されている。国保税の均等割は、政令の定めるところによるものである。

ゆめまちテラスえち

「ゆめまちテラスえち」について

問 「ゆめまちテラスえち」の理念と活用方針をどのように具現化し、「町の顔」に仕上げていくのか。

答（町長）
住民の皆様が愛着と誇りを持って訪れたくなる施設づくりと考えている。
賑わいと活力ある拠点の実現や地域住民が施設に関わっていく仕組みづくりのもと、だれもが活躍できる場所を創出することとしている。
具体的には「出会いや学び」で、日々の暮らしや地域の可能性を豊かにしていくことで人材を育む活動を進める。

問 「ゆめまちテラスえち」の現状から、麻織物を通してどのような施設に仕上げていくのか。
愛知高等学校との連携は大変重要な要素と言うが、具体的にどのように「連携」していくのか。

答（町長）
一階においては麻織物組合が受託し、各事業を進めている。コロナ禍における情報等々を通して、近江上布を知り関心を持っていただくこともできた。企画運営委員会の方々の活発な発信をいただきながら、コンテンツ（中身）を創造していく。
愛知高等学校そして愛知高等養護学校との連携は、大変重要な取り組みの柱だと認識している。

愛知高等学校・高等養護学校の正門

幼稚園の預かり保育

瀧　すみ江 議員

Q 来年度から、年間通して預かり保育を行うことを求める

A 認定子ども園の導入を議論するなかで検討したい

幼稚園の預かり保育

問 昨年度より始まった保育料の無償化で、保育園入園を希望する家庭が増えたが、受け皿が十分とはいえない状況である。このことから、幼稚園児で保護者の共働きを理由とする長時間保育を望む家庭には、来年度から年間通して預かり保育を行い、保育園に準ずる時間帯の保育を実施することを求める。

答（子ども支援課長）
平成27年の子ども・子育て新制度の開始に伴い、幼稚園においても預かり保育の実施が可能となった。預かり保育を利用できる児童は幼稚園児ではあるが、保育所と同様に保育を必要とすることが要件となる。町では幼稚園に在籍している児童で、保育を必要として認定を受けている児童は現時点ではいない。しかし、幼稚園の預かり保育は、保育所の待機児童解消に繋がる有効な施策であると考えており、認定子ども園の導入を議論するなかで検討したい。

新型コロナウイルス感染拡大予防

問 「第8期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画」の策定作業の状況と、今後の計画策定終了に至る日程について答弁を求める。

答（福祉課長）
大きな影響はなく、予定通り進捗している。
今後のスケジュールは、第5回（7月17日）に計画の施策体系・第6回（9月29日）に施策の展開内容・第7回（11月18日）に介護サービスの見込み量と保険料を協議し、来年にパブリックコメントと住民説明会を実施し、第8回（2月18日）に計画案および保険料案を協議し、町長へ答申される予定である。

問 地域の高齢者のサロン・居場所における、新型コロナウイルス感染拡大予防のための開催マニュアルの作成を求める。

答（福祉課長）
高齢者にとってサロンや居場所はとても大切であり、感染症や食中毒予防の衛生管理のもと実施するとともに、参加者の健康状態に配慮しつつ、活動内容によっては危険が伴わないかどうかなど、さまざまな点に注意し実施する必要がある。サロンは、元気な高齢者をはじめ地域の皆さんが共同で企画・運営する自主的な交流の場であり、地域特性や独自性のある内容が削がれないことに配慮して、マニュアルではなく「サロン等の開催における注意事項」として感染症予防対策等をまとめ、配布していきたい。

問 特別定額給付金のオンライン申請をした方が、誤って郵送申請もしてしまった場合、どのように把握するのか。

答（福祉課長）
システム上また人の目での確認を経たうえで、正しく支給手続きを行う。

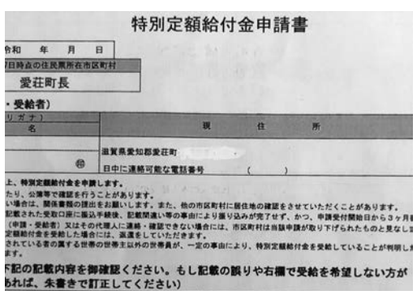
特別定額給付金申請書

令和　年　月　日
日時点の住民票所在市区町村
愛荘町長
・受給者）
リガナ）
名
現　住　所
滋賀県愛知郡愛荘町
日中に連絡可能な電話番号
上、特別定額給付金を申請します。
たり、公簿等で確認を行うことがあります。
い場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日からヶ月
（申請・受給者）又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものと見なし
定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明し
ます。
下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方が
られば、朱書きで訂正してください）

問 独居高齢者や障がい者また外国人など、全ての町民が特別定額給付金を受け取ることができるために、申請における町が行うべき対応は。

答（福祉課長）
6月中旬時点でまだ申請書を提出されず、給付金を受け取っておられない方へは「申請手続きはお済みですか」との通知を送るとともに、申請を行うのに支援が必要な方には、民生委員やケアマネージャー・計画相談員・ケアワーカーなどと連携し、希望されるすべての方が受給できるよう努めていく。

愛荘町の指定文化財①

紙本著色

矢取地蔵縁起絵巻

（個人蔵）

平成二十年三月に町文化財に指定されたこの絵巻物は、岩倉にある仏心寺（旧金台寺）に鎮座する地蔵尊、通称矢取地蔵の霊験を語った縁起絵巻です。

この縁起は有名な逸話集『今昔物語』や各種の「霊験記」に記載されるもので、巻物の奥書には、享徳二年（一四五三）と記され、室町時代中期の作品であることがわかります。

紙本著色の幅三四・一センチ長さ六一四・四センチで、全体的に淡い色彩で描かれ、稚拙で素朴に描かれるところは、室町時代の絵巻物の特色をよく表しています。人物の描写は精緻で、面貌の表現も類型化せず、それぞれの表情がよく描かれています。

画風は宮廷絵師であった土佐派の流れによるものと見られ、顔料も質のよいものを用い、後世の補色が見られず当初の状態を伝えるものです。

内容は、安孫子郷と押立保との水利を争う戦いが描かれています。

安孫子郷を守る平諸道の父が、隣郷の押立保の軍勢に攻撃を受け、家人わずか六人で応戦します。しかし、多勢に無勢、矢も尽き果てて、もはやこれまでと一心に地蔵菩薩を念じたところ、戦場に小法師が現れ、矢を拾い集めて味方に渡します。小法師は敵の矢を受け、姿を消しますが、渡された矢は悉く相手に命中して、敵を退け勝利します。

翌日、戦勝のお礼に地蔵堂に参ると、地蔵尊のお顔に矢が刺さっており、すぐさま戦場でで見た小法師がこの地蔵尊の化身であったことに気付き、随喜の涙を流します。

その後、岩倉山に御堂を建て、この地蔵尊を安置したというものです。

縁起絵巻は文章を交え、二部構成で描かれ、後世、源朝臣高春が絵師に命じて描かせ、寄進したと記されています。

大友 暢（歴史文化博物館）

編集後記

２０２０年前半、新型コロナウイルスが襲った世界は、医療と経済の危機に侵され、社会と私たちの日常生活にも大きな変化がありました。

６月議会は、コロナ禍の中で３蜜にならないように努め、会議も出来る限り短時間で実施しました。

住民の皆様におかれましては、コロナ感染防止・熱中症対策に十分お気を付けください。

日々感染状況が変化するなか、議会として的確な情報を発信していきます。

今後とも「議会だより」をご愛読いただければ幸いです。

村田　定　記

【発行責任者】
議長　河村　善一
【広報常任委員会】
委員長　森野　隆
副委員長　村西　作雄
委員　澤田　源宏
委員　村田　定
委員　伊谷　正昭
委員　瀧　すみ江